

大気汚染防止法の下で、「水銀排出施設」となる施設は次のとおりです。

大気汚染防止法の 水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注 1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新規施設	既存施設(注 2)
1	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	●伝熱面積 10m² 以上 ●燃焼能力(注 3)50L/時以上	8	10
2	小型石炭混焼ボイラー(注 4)		10	15
3	非鉄金属製造 に用いられる 精錬及び焙焼 (一次施設)	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉 ●原料処理能力 1t/時以上 金属の精製の用に供する溶鉱炉(こしき炉を除く。) ●火格子面積 1m² 以上	15	30
4	鉛又は亜鉛		30	50
5	非鉄金属製造 に用いられる 精錬及び焙焼 (二次施設)		100	400
6	工業金	●原料処理能力 0.5t/時以上 ●火格子面積 0.5m² 以上 ●羽口面断面積 0.2m² 以上 ●燃焼能力(注 3)20L/時以上 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ●燃焼能力(注 3)10L/時以上 ●変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 ●原料処理能力 0.5t/時以上	30	50
7	廃棄物焼却炉	●火格子面積 2m² 以上 ●焼却能力 200kg/時以上	30	50
8	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物(注 5)又は水銀含有再生資源(注 6)を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)	50	100
9	セメントの製造の用に供する焼成炉	●火格子面積 1m² 以上 ●燃焼能力(注 3)50L/時以上 ●変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80(注 7)

(注 1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が 5 割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注 2) 施行日(平成 30 年 4 月 1 日)において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注 3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注 4) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算 10 万 L/時未満のもの

(注 5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注 6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注 7) 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。